

## 第2節 生活環境

### 1 公害防止

#### (1) 環境基準の監視調査

幹線道路における自動車交通騒音について、1地点で24時間連続の測定を行った(表1)。

河川水、湖沼水、海水、地下水などの環境水の現状を把握するため、梯川水系16地点(うち木場潟1地点)、海水浴場2地点、地下水73地点の調査を行った。梯川水系の調査結果では、木場潟とそこから流れ出る前川においては有機物による汚濁の状況を示すCOD、BODが環境基準を達成していない(表2~4)。

#### (2) 事業場等の監視指導

水質汚濁防止法で規定される特定事業場、大気汚染防止法で規定されるばい煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業、ダイオキシン類対策特別措置法で規定される特定事業場、県条例で規定される地下水採取などの届出審査事務と監視指導を行い、公害発生の防止を図った(表5~7)。

#### (3) 公害苦情処理

市町及び関係機関と協力して公害苦情の対応を行った。保健所が受付対応した苦情は大気汚染、水質汚濁によるものが計3件あった。なお、事業場等から有害物質等の流出事故に係る届出はなかった(表8、9)。

#### (4) 廃棄物の適正処理

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に対し、生活環境部資源循環推進課と連携して監視指導を行った。また、市町が管理するごみ処理施設や埋立処分場、し尿処理施設などの監視指導を行った。

浄化槽の管理者や維持管理業者に対し、適正な維持管理、清掃及び法定検査についての指導や助言を行った(表10)。

#### (5) 家庭用品の安全

衣類など各種家庭用品について、安全性の確認のために9件の試買試験を行った(表11)。

### 2 環境衛生

#### (1) 飲用水の衛生

管内の水道等の普及率は99.96%(県内平均98.66%)であった。また、水道施設について監視指導を行った(表12)。

飲用井戸について、水質検査の実施や検査結果に関する指導や助言を行った。

#### (2) 衛生害虫

家庭や事業場などにおける、カ、シラミ、ノミなどの吸血昆虫やハチなどの刺咬昆虫、食品害虫、ダニ類による被害、さらにはアリ、ハエ等の不快害虫に関する相談に対して、駆除方法や予防対策などの助言を行った。

#### (3) 環境衛生監視指導

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場など住民の日常生活に密接に係わっている生活衛生営業施設、大型商業施設など不特定多数の人が出入りする特定建築物及び海水浴場とこれに付随する休憩所などについて、施設の衛生を確保するため許認可事務及び監視指導を行った(表13)。

管内には加賀温泉郷があり、温泉旅館や温泉共同浴場などの入浴施設が多いことから、入浴施設におけるレジオネラ症感染防止を目的として、旅館営業者や公衆浴場営業者に対して、入浴施設の衛生管理についての監視指導を行うとともに、温泉の衛生と安全を確保するため、温泉利用の許認可事務及び監視指導を行った。さらに、旅館営業者及び社会福祉施設等従事者を対象に研修会を行った。

### 3 動物の愛護及び管理

#### (1) 狂犬病予防業務

市町と協力して犬の登録及び狂犬病予防注射の実施の必要性について啓発を行った。犬の登録及び狂犬病予防注射の事務は、平成12年度から市町が実施している。また、飼い主が不明の犬について保護を実施した。

犬による人畜への危害を防止するとともに、周辺的生活環境の保全のために、犬の飼い主へ飼い方の指導を行った。また、飼い犬のこう傷届は、9件であった。調査と再発防止措置などの指導を行った(表14)。

(2) 犬及び猫の引取り等

公共の場所において疾病にかかり若しくは負傷した猫について保護を行った。

飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなった犬と猫及び所有者が判明しない猫について引取りを行った。飼い主からの依頼による引取りは有料としている。

繁殖を望まない飼い主には、不妊又は去勢手術の実施について啓発を行った。今後も継続して譲渡の推進をより行う必要がある(表14)。

(3) 動物取扱業の規制及び特定動物の許可

動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、ペットショップ(販売)、ペットホテル(保管)などの動物取扱業の登録事務と営業施設への監視指導を行った。

また、ライオンやゾウ、チンパンジーといった人の生命や財産を侵害するおそれのある動物(特定動物)の飼養又は保管の許可届出事務と収容施設への監視指導を行った。

管内では85件の動物取扱業が登録され、14件の特定動物の飼養・保管が許可されている。

(表15、16)

表1 自動車交通騒音測定地点

令和2年度

路線名	観測地点名	観測地点の住所	用途地域	類型
一般県道草深木呂場美川線	(株)ノシロ合繊川北 駐車場	能美郡川北町 田子島120-1	地域の区分が定められていない地域	B

表2 公共用水域水質測定地点等：河川、湖沼、海域(海水浴場)

令和2年度

水系	水域名	地点名	環境基準類型	年間測定回数
梯川	梯川上流(白江大橋から上流)	土合大橋	河川A イ	6
同上	同上	花坂用水取入口	河川A イ	6
同上	同上	お茶用水取入口	河川A イ	12
同上	同上	埴田用水取入口	河川A イ	6
同上	鍋谷川	主谷川合流点上流	河川A イ	6
同上	同上	主谷川合流点下流	河川A イ	12
同上	郷谷川	西俣川合流点上流	河川A イ	6
同上	同上	沢大橋	河川A イ	12
同上	同上	金平大湯用水取入口	河川A イ	6
同上	同上	平野橋	河川A イ	6
同上	光谷川	光谷川堰上流	—	6
同上	前川	御幸橋	河川B ロ	12
同上	同上	浮柳新橋	河川B ロ	24
同上	日用川	絵馬堂橋	—	12
同上	梯川(旧本川)	白鳥橋	—	6
湖沼	木場潟	木場潟中央	湖沼A(B) ハ	24
海域	加賀沿岸海域	片野海水浴場	海域A イ	8
同上	同上	橋立海水浴場	海域A イ	8

( )内は暫定基準値

表3 河川水質の経年変化 (75%値)

(単位: mg/L)

区 分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
木場潟のCOD	7.4	7.3	8.5	7.8	8.2	8.2	7.6	8.6	6.8	7.7	7.3
前川のBOD	5.4	5.4	5.6	5.5	7.6	5.8	5.2	7.1	4.8	6.0	4.9

環境基準 木場潟(木場潟中央) : COD 3mg/L 以下

前 川(浮柳新橋) : BOD 3mg/L 以下

表4 地下水汚染等監視調査

令和2年度(単位: 件)

区 分	調 査 件 数	調 査 件 数				合 計
		小松市	加賀市	能美市	川北町	
概 況 調 査	健康項目28項目	6	9	3	1	19
定期モニタリング調査	揮発性有機塩素化合物	10	2	-	-	12
	ヒ素	8	2	8	-	18
	フッ素	-	12	2	-	14
	ホウ素	4	-	-	-	4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	-	-	-	6
ダイオキシン類調査	ダイオキシン類	-	1	1	-	2

表5 公害関係施設等届出状況

令和2年度(単位: 件)

区 分	新 規 施設数	廃 止 施設数	令和2年度末 施設数					立入調 査件数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	計	
水質汚濁特定事業場※1	12	16	341[7]	387[5]	94[8]	29[1]	851[21]	88
ばい煙発生施設	24	35	222	255	207	29	713	89
水銀排出施設	-	-	11	2	2	3	18	15
揮発性有機化合物排出施設	-	-	5	-	13	-	18	7
一般粉じん発生施設	2	-	25	56	74	77	232	15
特定粉じん排出等作業※2	27	-	10	7	10	-	27	22
ダイオキシン類特定施設(大気)	-	1	12	6	8	1	27	16
ダイオキシン類特定施設(水質)	-	-	2	1	2	-	5	11
地下水採取施設	8	1	108	103	189	74	474	150

※1「水質汚濁特定事業場」の年度末施設数における[ ]内の数字は、年度末施設数の内、有害物質貯蔵指定施設を保有する事業場数を示す。

※2 特定粉じん排出等作業については、令和2年度における作業の届出数を示す。

表6 ばい煙等測定調査状況

令和2年度(単位: 件)

施設の種類の	調 査 件 数	結 果
ばい煙発生施設	1(ボイラー)	適合
水銀排出施設	1(廃棄物焼却炉)	適合
揮発性有機化合物排出施設	1(接着の用に供する乾燥施設)	適合
特定粉じん排出作業	1(解体作業)	適合

表7 排水基準監視調査状況

令和2年度(単位:件)

区 分		調 査 件 数					結 果
		小松市	加賀市	能美市	川北町	計	
有害物質使用特定事業場	1日当たりの平均的な排水量が50m <sup>3</sup> 以上	6	8	8	1	23	不適1件
一 般 特 定 事 業 場		2	4	1	1	8	適 合
有害物質使用特定事業場	1日当たりの平均的な排水量が50m <sup>3</sup> 未満	7	2	3	1	13	適 合
一 般 特 定 事 業 場		-	-	-	-	-	排水基準無し

表8 公害苦情件数

令和2年度(単位:件)

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	合 計
小 松 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加 賀 市	-	1	-	-	-	-	-	-	1
能 美 市	1	-	-	-	-	-	-	-	1
川 北 町	-	1	-	-	-	-	-	-	1
合 計	1	2	-	-	-	-	-	-	3

表9 有害物質等の流出事故時の措置にかかる届出状況

令和2年度

事 故	施設等の種類	流出した物質の種類	措 置
水質事故			

表10 一般廃棄物処理施設状況

令和2年度(単位:件)

区 分	新 規 施設数	廃 止 施設数	令 和 2 年 度 末 施 設 数					立入調査 件 数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	合 計	
ごみ焼却施設	-	-	1	2	1	-	4	4
資源化施設	-	1	1	1	-	-	2	2
最終処分施設	-	-	1	2	1	-	4	4
紙類・金属類・プラスチック類等の圧縮施設	-	-	3	1	1	-	5	-
プラスチック類の破砕施設	-	-	2(1)	-	-	-	2(1)	-
木くずの破砕施設	-	-	3(3)	-	-	-	3(3)	-
し尿処理施設	-	-	1	-	-	1	2	2
し尿浄化槽	216	106	7,744	9,065	782	117	17,708	2

※( )内は廃棄物処理法第15条2の5の規定による届出施設

表11 家庭用品試売試験状況

令和2年度(単位:件)

検査項目	ホルムアルデヒド	有機水銀化合物	塩化水素・硫酸	結 果
検体数	7	1	1	適 合

表12 水道施設状況

令和2年度 (単位:件)

区 分	新 規 施設数	廃 止 施設数	令和2年度末 施設数					立入調査 件 数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	合 計	
上 水 道	-	-	1 ※	1 ※	1	-	3	1
簡 易 水 道	-	-	1	-	-	14	15	3
専 用 水 道	-	-				4	4	2
簡 易 専 用 水 道	-	-				4	4	1
水 道 普 及 率 (R元年度)	-	-	100.00	99.99	99.86	99.58	99.96	7

平成25年度から 専用水道及び簡易専用水道の事務は市に移管された。

※ 厚生労働省が直接認可・監督をする水道事業体である。

表13 環境衛生関係及び温泉関係施設状況

令和2年度 (単位:件)

区 分	新 規 施設数	廃 止 施設数	令和2年度末 施設数					立入調査 件 数
			小松市	加賀市	能美市	川北町	合 計	
理 容 所	3	3	129	86	32	2	249	4
美 容 所	28(1)	18	268	180	88	8	544(1)	193
クリーニング所	7	5	98	87	28	3	216	8
旅 館	9	9	70	165	14	-	249	39
住宅宿泊事業(民泊)	-	-	1	1	4	-	6	0
公 衆 浴 場	1	2	37	62	9	3	111	6
興 行 場	-	-	4	9	3	-	16	12
特 定 建 築 物	1	5	42	65	11	2	120	33
温 泉 利 用	3	6	77	237	39	5	358	31
海 水 浴 場	2	2	-	-	-	-	-	22
休 憩 所	2	2	-	-	-	-	-	22
化 製 場	-	-	-	-	-	-	-	-
動物の飼養収容	-	-	6	1	1	-	8	2

( ) は自動車による移動営業

表14 犬・猫の引取等に関する状況

令和2年度 (単位:頭)

種 類	保 護	引 取	返 還	譲 渡	処 分 ※	苦情相談等	こう傷届出
犬	17	3	15	0	5	111	9
猫	11	126	0	47(2)	78(9)	197	-

猫の保護は、負傷で保護したもの。返還、譲渡、処分の( )は負傷の数

※ 処分数頭は、県南部小動物管理指導センターへ引継ぎをした数を計上したものであり、同管理指導センターでは、引継がれた動物について、その飼養を希望する者を募集し、希望者に譲渡するよう努めているので、殺処分頭数を意味するものではない。

表15 動物取扱業登録状況

令和2年度(単位:件)

販売	保管	貸出	訓練	展示	合計
31	35	2	7	10	85

表16 特定動物飼養保管許可状況

令和2年度

綱	目	科	属	種	許可 件数	許可 頭数	飼養 頭数
哺乳綱	霊長目	おながざる科	オナガザル属	ブラッザモンキー	1	10	5
		てながざる科		シロテテナガザル	1	8	4
		ひと科	オランウータン属	ボルネオオランウータン	1	4	2
			チンパンジー属	チンパンジー	1	10	4
	食肉目	猫科	ヒョウ属	ライオン	1	5	1
				ヒョウ	1	5	1
				ユキヒョウ	1	5	1
				トラ	1	5	4
	長鼻目	ぞう科		アジアゾウ	1	1	1
	偶蹄目	かば科		コビトカバ	1	4	3
きりん科		キリン属	アミメキリン	1	5	3	
鳥綱	たか目	たか科		イヌワシ	1	6	3
爬虫綱	トカゲ目	ボア科		ボアコンストリクター	1	2	1
	わに目	アリゲーター科		コビトカイマン	1	1	1
合 計					14	71	34